2　個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合させることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであって、次の一から三までのすべてに該当するもの

一　暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報の保護のためにのみ使用するもの

二　専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報に係る情報の認証のために使用するもの

三　当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないもの

（二）　リーダライタであって、専ら（一）に該当するスマートカードに記録された個人情報に係る情報を読み取り、又は当該スマートカードに個人情報に係る情報を記録するように設計したもの（電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。）

第八条第九号ヌ中「携帯用電話機端末」の下に「（携帯用回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。）」を、「移動用電話機端末」の下に「（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。以下ヲ及びワにおいて同じ。）」を加え、同号に次のように加える。

ワ　ヲ（一）から（三）までのすべてに該当する民生用の携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末を保守するために設計した暗号機能を有する装置であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）　当該装置を使用する者が当該装置の有する暗号機能を変更することができないもの

（二）　当該装置の有する暗号機能の使用に際して当該装置の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

（三）　携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末又はこれらと同等の機能を有する無線機端末が有する暗号機能を変更することができないもの

カ　無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置であって、公開され、又は市販されている暗号標準を用いるもののうち、当該暗号標準に係る暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が三〇メートルを超えない範囲に限定されているもの

第八条第十号中「その部分品」の下に「（情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。）」を加え、同条第十一号を次のように改める。

十一　秘密保護機能（当該機能を実現するために暗号を使用したものを除く。）を有する情報通信システムであって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品（秘密保護機能を実現するために設計した部分品に限る。）

第八条第十二号中「その部分品」の下に「（盗聴の検知機能を実現するために設計した部分品に限る。）」を加え、同条第十三号を次のように改める。

十三　第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する秘密保護機能（第二十一条第一項第七号又は第八号の二から第十号までのいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価若しくは検証するための測定装置

第九条第一号イ（一）1中「水深」を「海底の地形」に改め、同号イ（二）1中「この号において」を削り、同号イ（五）を次のように改める。

（五）　船舶用の位置決定装置であって、次の1及び2に該当するもの又はその部分品

1　船舶の位置を決定するために受信する信号を発信する装置（2において「応答機」という。）を探知することができる距離が一、〇〇〇メートルを超えるもの

2　応答機から一、〇〇〇メートルの距離において信号を受信したときの位置精度の二乗平均が一〇メートル未満のもの

第九条第一号イに次のように加える。

（六）　水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1　対象を探知することができる距離が五三〇メートルを超えるもの

2　当該装置から五三〇メートルの距離における位置精度の二乗平均が一五メートル未満のもの

3　送信パルスの帯域幅が三キロヘルツを超えるもの

第九条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であって、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

第九条第三号イに次のように加える。

（三）　フォーカルプレーンアレーであって、素子の数が二、〇四八を超え、かつ、三〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

第九条第三号ロ（一）3三中「もの（」を「ものであって」に、「以下のものを除く。）」を「を超えるもの」に改め、同号ロ（二）3中「光電陰極（最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワット以下のものを除く。）又は遷移電子光電陰極」を「光電陰極又は遷移電子光電陰極であって、最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワットを超えるもの」に改め、同号ヘを削る。

第九条第五号イ（二）及び同条第八号イ（二）中「又は同号ヘ」を削り、同条第十号ロ（六）1中「以下」を「未満」に改め、同号ロ（六）2中「一ナノ秒超」を「一ナノ秒以上」に改め、同号ニ（一）中「半導体レーザー発振器」を「半導体レーザーダイオード」に、「半導体レーザーアレー」を「半導体レーザーバー」に改め、同号ニ（一）3中「該当するもの」の下に「（4又は5の半導体レーザースタックアレーに組み込まれたものを除く。）」を加え、同号ニ（一）3一中「八〇ワット」を「一〇〇ワット」に改め、同号ニ（一）4を次のように改める。

4　半導体レーザースタックアレーであって、次のいずれかに該当するもの

一　一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロワット未満であって、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ロ　総平均出力又は持続波の総定格出力が三キロワット以上五キロワット以下であって、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が三五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ハ　総平均出力又は持続波の総定格出力が五キロワットを超えるもの

ニ　ピークパルス出力密度が二、五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ホ　空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一五〇ワットを超えるもの

二　一、四〇〇ナノメートル以上一、九〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

イ　総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット未満であって、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が一五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの

ロ　総平均出力又は持続波の総定格出力が二五〇ワット以上五〇〇ワット以下であって、平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの